

公 示 日：2026 年 9 月 2 日（水）

調達管理番号：26a00676

国 名：中東・欧州地域（広域）

担 当 部 署：中東・欧州部 計画課

調 達 件 名：中東・欧州地域（広域）円借款事業形成支援・実施促進支援

適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

- （１）担当業務：円借款事業形成支援・実施促進支援
- （２）格 付：2 号
- （３）業務の種類：その他調査・業務等

## 2. 契約予定期間等

- （１）契約履行期間（予定）：2026 年 10 月中旬 2028 年 10 月中旬
- （２）業務人月：11.25  
（業務人月のうち、イラク派遣期間は 0.8 人月を想定。）

- |              |       |      |
|--------------|-------|------|
| （３）業務日数：準備業務 | 現地業務  | 整理業務 |
| 60 日         | 180 日 | 45 日 |

想定している渡航先及び回数は「7. 業務内容」及び「10. 特記事項」に記載。

### （４）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1）第 1 回（契約締結後）：契約金額の 20%を限度とする。
- 2）第 2 回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 20%を限度とする。

### (5) 部分払の設定

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払を設定します。<sup>1</sup>具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2027 年度 (2027 年 12 月頃)

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1 部

(2) 見積書提出部数：1 部

(3) 提出期限：2026 年 9 月 16 日 (水) (12 時まで)

(4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 10 月 2 日 (金) までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載

(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 50 点
- ② 対象国・地域での業務経験 4 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 10 点

(計 100 点)

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 類似業務経験の分野 | 円借款事業審査／形成支援・調達監理／実施<br>促進支援 |
| 対象国及び類似地域 | 全途上国                         |
| 語学の種類     | 英語                           |

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：支援対象とする実施中案件の受注コンサルタント（法人及び同業務の業務従事者、7. 業務内容に列記）は本件に応募することが出来ません。本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、形成中の新規円借款案件の協力準備調査への応募・参加を認めません。

- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

中東・欧州地域では、開発途上国の持続的な経済成長及び社会基盤整備を支援するため、円借款を通じて運輸、電力、水資源・上下水道等の経済インフラ整備を推進してきた。2025 年度の円借款承諾実績額（ウクライナを除く）は、1,801 億円であり、2026 年度以降においても同規模以上の承諾を計画している。

着実な計画遂行のためには、各国の債務状況や政治・経済情勢を踏まえつつ、与信分散と開発効果を図りながら、各国の開発課題や日本の協力量針等を踏まえ戦略的な案件形成を進める必要がある。また、治安情勢や先方政府のニーズを踏まえた財政支援型借款を含む多様な円借款の形成を計画的に推進していくこ

とが求められる。これらの案件形成に当たっては、実施機関および監督官庁との緊密な協議や調整が不可欠である。しかしながら、案件形成から実施に至るまで多岐にわたる手続きや関係者との調整が必要となることから、相手国機関による各種検討や関係機関との調整に一定の時間を要する場合がある。

このため、本事業ではコンサルタント派遣を通じて、相手国機関に対する説明・助言及び関係者間の調整等を行うことで、円借款事業の円滑な案件形成を支援する。

また、実施監理においては、JICA 本部及び在外拠点が、定例会議や報告書確認等を通じて案件進捗状況のモニタリングにより実施機関等を支援しているほか、円借款事業で調達されたコンサルタントが事業全体の進捗管理支援を担うことになっている。他方、不安定な治安情勢やそれを踏まえた先方政府のニーズに対応する財政支援型借款を含む多様な円借款の形成・監理が求められており、実施機関が円借款の調達手続き等に十分に習熟していないことや、相手国内における承認手続きが煩雑であることなどにより、進捗管理を担うコンサルタントの選定・契約手続き自体が遅延する場合があることに加え、本体調達や、資金引出（ディスバース）申請等において必要な手続きが適時適切に実施されない場合もある。このため、本事業を通じ、円借款事業実施に係る専門的・技術的な助言や各種手続きのフォロー等を行うことにより、事業実施上の課題解決を支援し、円借款事業の適切かつ円滑な実施促進を図る。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、円借款事業の仕組み及び手続きを十分に把握の上、中東・欧州部が所管する国での新規円借款事業の審査補助、案件形成および調達監理段階での実施促進にかかる総合的な支援を行う。

具体的には、円借款の案件形成及び実施におけるプロセスの理解が十分でない実施機関及び監督官庁に対し、案件形成段階において Fact Finding 調査及び審査時の補助を行うこと、及び、借款契約調印後の事業立ち上げ時に実施監理に必要な実施機関内の手続きに関する支援を行う。また案件形成においては、円借款独自のフォーマットで審査議事録資料(Appraisal Minutes)の作成を支援するほか、借款契約（L/A）締結後の案件立ち上げ期には、円借款の調達手続きや相手国内における承認手続き等について、実施機関を支援するとともに、必要に応じて主にコンサルタント調達に係る支援をタイムリーにきめ細かく行う。

現時点では、下記の派遣先を検討しているが、各案件の進捗によっては変更し得る。変更する場合は、事前に相談する機会を設ける。

(1) 本事業による支援対象候補

1) 形成中の新規円借款案件

- ①対象国：イラク、エジプト、セルビア、チュニジア、トルコ、モロッコ、ヨルダン、その他
- ②分野：上下水・衛星、保健医療、防災、鉄道、発電所、その他
- ③類型：プロジェクト借款、プログラム型借款

([https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/about/kind.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/kind.html))

2) 実施中の円借款案件

- ① アルバニア
  - ・ ティラナ首都圏下水道整備計画
- ② エジプト
  - ・ カイロ地下鉄四号線第一期整備事業 (IV)
  - ・ ハルガダ太陽光発電事業
  - ・ 配電システム高度化事業
- ③ モロッコ
  - ・ ガルブ平野南東地域農業用水整備事業
- ④ チュニジア
  - ・ 地方都市水環境改善事業
  - ・ メジェルダ川洪水対策事業
  - ・ ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業
  - ・ スファックス海水淡水化施設建設事業

(2) 具体的な業務内容は次のとおりとする。

1) 準備業務 (3 日/1 回の渡航あたり)

- ・ 対象とする新規円借款事業にかかる関連情報の収集、整理。他国類似事例の収集。
- ・ 出張対処方針打ち合わせへの参加。
- ・ 対象となる実施中事業の実施機関、貸付実行方式、進捗状況等の確認・把握を行う (L/A、プログレスレポート、貸付実行進捗表等)。また、案件形成時の積算や財務・経済分析に関する手続等を確認する。
- ・ 「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンド

ブック」([リンク](#))、貸付実行手続き等の各種手続きを確認する。

- ・ 対象案件における課題を分析する。
- ・ 業務計画書を作成・提出し、担当課と合意を得る。

## 2) 現地業務 (12 日間を想定/1 回の渡航あたり)

- ・ Fact Finding(F/F)調査・審査時の関係機関との協議及び現地調査への参加。
- ・ 実施機関及び監督官庁に対する理解促進の支援 (円借款の案件形成及び実施におけるプロセス説明)。
- ・ 対象とする新規円借款案件の F/F 調査・審査時の実施機関との協議補助 (対象案件に係る事業費積算、財務分析及び経済分析並びに実施スケジュール等の検討促進。円借款独自のフォーマットによる審査議事録資料 (Appraisal Minutes)の作成支援、調達ガイドラインに係る実施機関の理解促進。ディスバース方式の確認。協調融資を想定する場合は国際機関・他ドナーとの調整支援。補完情報収集等。)
- ・ 円借款契約調印直後の案件立上げ支援 (Expression of Interest (EOI)、Request for Proposals (RFP)、ショートリスト、Terms of Reference (TOR) 案作成等コンサルタント選定書類作成支援。技術評価への支援。その他調達支援等。)。必要に応じ、コンサルタント調達に係る支援の実施。

## 3) 整理業務 (4 日/1 回の渡航あたり)

- ・ 担当業務の業務完了報告書の提出。
- ・ 審査資料等の作成補助。
- ・ 次回派遣に向けた準備。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務計画書

- ① 業務計画書 (全体) : 和文 (電子データ)
- ② 業務計画書 (各現地業務期間) : 英文 (電子データ)

※JICA と相談の上、必要に応じ提出

- (2) 業務完了報告書：和文（電子データ）
  - (3) 現地業務完了報告書：和文（電子データ。渡航毎、帰国後 2 週間以内。）
  - (4) 業務完了報告書：和文（電子データ）
- 履行期限末日までに提出。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 報酬単価

紛争影響国（イラク）と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。渡航想定国は、「10. 特記事項、(1) 業務日程／執務環境、現地業務日程」を参照ください。

【例】業務人月 5.22、うち紛争影響国・地域 2.00 であれば、報酬総額は以下の 1. と 2. を合計してください。

- 1. 紛争影響国・地域分単価×2.00 人月
- 2. 通常地域分単価×3.22 人月（全体の人月から紛争影響国・地域分人月を差し引いた値）

### (2) 戦争特約保険料

イラクへの渡航については、災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。

### (3) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等

の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

渡航回数は全体で 15 回を予定しています。各国への渡航回数予定は以下の通りです。なお、渡航毎に準備／整理業務 7 日間、現地業務 12 日間を想定します。

イラク (2 回)、エジプト (2 回)、セルビア (2 回)、モロッコ (2 回)、ヨルダン (2 回)、チュニジア (2 回)、トルコ (2 回)、アルバニア (1 回)

#### ② 現地での業務体制

各現地業務において、JICA の調査団員と同時に現地業務を実施する期間の前後に、本業務従事者が単独で現地業務を行うことがあります。

#### ③ 便宜供与内容

JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：あり（仏語圏のみ、英仏通訳を手配予定）

オ) 現地日程のアレンジ：あり。但し、必要に応じて受注者にアレンジを依頼する場合があります。

カ) 執務スペースの提供：あり（派遣予定先での各 JICA 事務所内。ただし、他の調査団等の来訪状況等により提供が困難な場合があります。）

### (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を中東・欧州部から配付しますので、[jica7r@jica.go.jp](mailto:jica7r@jica.go.jp)宛にご連絡ください。

・円借款 基本約定 (G. T. C.) 解説書

・円借款 L/A解説書

・円借款事業の調達監理業務について

### (3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさ



せて頂きます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、渡航先の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ イラクへの渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。

以上